

イメージデータで提出可能な添付書類 (贈与税申告)

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和3年4月1日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続（贈与税申告）](#)」でご確認ください。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
e-Taxによる提出ができない申告書	e-Taxにより提出ができない申告書（以下「e-Tax未対応申告書」という。）は、イメージデータでの提出を可能としております。 e-Tax未対応申告書は「 贈与税申告書等のe-Tax提出方法一覧 」によりご確認ください（イメージデータにより提出が可能な帳票は、「PDF」と表示しています。）。
贈与税の配偶者控除 (相続税法第21条の6)	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 など
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (租税特別措置法第70条の2)	①戸籍の謄本 ②所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③登記事項証明書 ④売買契約書の写し ⑤増改築等工事証明書 など
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 (租税特別措置法第70条の2の5)	戸籍の謄本 など
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の4)	①農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 ②農業委員会の証明書 ③戸籍の抄本 ④市（区）町村長の証明書 ⑤贈与の事実を証する書類 ⑥農地等の贈与に関する確認書 など
個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の8)	①事業用資産納税猶予税額の計算書 ②特定事業用資産等の明細書 ③都道府県知事の認定書の写し及び申請書の写し ④都道府県知事の確認書の写し及び申請書の写し など
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7)	①株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） ②定款の写し ③株主名簿の写し など
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の5)	①特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） ②定款の写し ③株主名簿の写し など

<p>医療法人の持分に係る経済的利益についての 贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の9) 医療法人の持分に係る経済的利益についての 贈与税の税額控除 (租税特別措置法第70条の7の10) 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったもの とみなされる場合の特例 (租税特別措置法第70条の7の11)</p>	<p>①医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税) ②定款の写し ③認定移行計画の写し ③出資者名簿の写し など</p>
<p>東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2)</p>	<p>①戸籍の謄本 ②所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③登記事項証明書 ④売買契約書の写し ⑤増改築等工事証明書 など</p>
<p>相続時精算課税の選択 (相続税法第21条の9)</p>	<p>戸籍の謄本 など</p>

II I 以外で提出をお願いしている書類

主な項目	添付書類の名称
<p>申告書作成時の検討内容を確認する書類</p>	<p>各種特例の適用要件及び提出書類チェックシート など</p>
<p>財産の評価に関する書類 ※ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書を除きます。</p>	<p>①取引相場のない株式(出資)の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④配偶者居住権等の評価明細書 ⑤一般動産及び船舶の評価明細書 ⑥定期借地権等の評価明細書 ⑦市街地農地等の評価明細書 ⑧山林・森林の立木の評価明細書 ⑨特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑩営業権の評価明細書 ⑪定期金に関する権利の評価明細書 ⑫信託受益権の評価明細書 ⑬固定資産税評価証明書の写し など</p>